

立川市移動支援事業について（令和6年4月～）

令和6年4月より、移動支援事業の利用範囲を拡充するとともに、ヘルパーの報酬単価を引き上げ、利便性の向上につなげます。

これまで利用できなかった

★通学の時に

★障害福祉サービスの通所の時に

★自宅以外の場所から

★自宅以外の場所へ

ご利用できるようになりました。

移動支援ヘルパーの報酬単価を引き上げます。

2,000 円/時間⇒2,300 円/時間



立川市移動支援事業について (令和6年4月～)

- ・身体障害者手帳 1・2 級の肢体不自由者で外出に車いすを必要とする方
(介護保険の訪問介護サービスを受給している方は除きます)

- ・身体障害者手帳の視覚障害の方で同行援護の対象外の方

- ただし、以下の外出は原則として移動支援の対象となりません。

- ・定期通院及び入退院に係る外出 ・その他社会通念上適当でない外出

- ・ 難病医療費助成対象者（外出時車いすを必要とする方） 1 か月 10 時間

- ・ 市の主催する事業・会議等への出席、障害への理解・啓発のための講師等、市長が必要と認めた外出 1回 8時間まで

- 利用者が 18 歳以上の場合、世帯の単位は本人と配偶者。

- ・介護者1人に対し、利用者2人でのグループによる移動支援もできます。

電 話 : 042-523-2111 内線 1517~1523 FAX : 042-529-8676